

一、町在等之子弟習學之志は厚く候へ共、貧窮に而自分賄難仕鉢之者有之、寄宿相願候はゞ、學校御役人手前に而其志をたゞし、食事之分被下之御養ひ可被成候。但唯今者先づ人多に無之儀に可被仰付候。右之通被仰出候。諸生御養ひ方等之儀者、委細不破和平等々申渡候間、承合、相望候者交名等書記、頭・支配人より當八月中迄に追々和平等々可指出候事。

右之趣被得其意、組・支配之人々々可被申渡候。

壬子六月廿七日

學校毎月習學等之制

朔 望 四半時より醫學本草等

二七講日 朝四時揃夕八時揃

二日朝夕 右同斷

七日朝夕 右同斷

十二日朝夕 右同斷

十七日朝夕 右同斷

廿二日朝夕 右同斷

廿七日朝夕 右同斷

三八和學等

三日朝五半時より令 夕八時より算學

八日朝四時より和學 夕八時より禮法

十三日朝五半時より天文曆學

十八日朝四時より禮法

廿三日朝 天文曆學 夕八時より算學

廿八日朝五半時より和學 夕八時より令

四九課

十五日之外五朝五時より八時迄 習學

朔日之外一六朝五時より八時迄 習學

以上

按ずるに、右習學制の中にも、令は寛政四年三月先手弓頭小川八郎左衛門於學校令義解師範命ぜられ、和學は同年四月野尻次郎左衛門於學校和學師範命ぜられ、文政元年十一月次郎左衛門長男知左衛門於學校和學講釋命ぜられたり。天保以後改革ありて、文學は儒學のみと成り、殊に四書五經の素讀講解を專學となし、自餘の習學は悉く廢し、殊に入學生徒も藩士のみと定め、四民教導の趣旨も貫

徹せざる事と成りたりし故に、藩内の弊害も生ずといへり。

○大成殿

學校御領守或は御領守天満宮とも呼べり。此の祠は寛政五年に造營を命ぜられ、翌六年四月廿五日落成に付き、菅公の神像を勧請し、相殿に稻荷の神靈を祀られ、田井天神の神職高井長眞神式を勤め、夫れより世々神事を主附きたり、文化五年九月別社を營造命ぜられ、月讀社と稱し、同月廿六日神寶を遷座、高井紀伊守祐通祭式を勤めたり。祭神二座月讀神・命婦神と稱す。此の兩神は神寶深秘とす。其の實は勢之助君并に生母眞如院の靈を祀らるゝといへり。然るに明治二年の夏四月金澤學校を廢し、右領守社等を田井天神、今云ふ椿原神社へ遷し合併せられたり。

○金澤神社

此の社は、元竹澤殿園内の領守社なるが故に、舊藩中は竹澤御領守と呼べり。中將齊廣卿竹澤殿を造營し、養老所となし給ふに付き、文政二年此の地に領守社を創立し、前田家の氏神なるを以て菅公の靈像を納め、同年三月廿八日遷座、田井天神の神職高井箇應祭式を勤めたり。爾來四月九

月廿五日を春秋兩祭日と定められ、婦人童幼の參拜を許さる。然るに同七年七月齊廣卿逝去せられ、竹澤の殿閣空殿と成り、追々取毀されしかど、領守社のみ終に残り、竹澤天神と稱し、田井天神即ち今の椿原の祠官高井箇繼相繼ぎて、祭祀を掌り來る處、王政復古維新の際、明治五年九月上旬前田家に於て社地の經界を區畫し、領守の名を廢して更に一社となし永續せん事を縣廳へ具狀せらる。依之教部省へ伺ひ相成る處、廢置は縣廳の見込み次第たるべき旨指令に付き、竹澤天神社と號し一社に可建置旨十月廿四日發令ありて、同年十一月二日村社に列し、祠掌一員を置かれ、七年六月十日教部省伺ひの上、社號を金澤神社と改稱あり。是に依りて縣下有志の輩、神殿を修繕し神祠を裝飾す。

同九年六月敬神家の人々連署して、郷社に列せられん事を縣廳へ具狀しけるに、縣廳の上教部省へ伺ひ相成り、十一月廿一日郷社に列せられ、十二月二日祠掌天野比良久を祠官に轉任せらる。於是は一社の体裁稍、全備しけり。

○金洗澤靈泉

金澤神社の境内なる靈泉是なり。此の泉は、金澤の地名蓋